

監査公表第 15 号（平成 28 年 7 月 8 日、県公報第 3807 号登載）
警察本部関係機関定期監査結果に基づく措置通知（平成 27 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査結果の報告（平成 28 年 3 月 28 日 27 監総第 473 号－2）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 28 年 7 月 8 日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

福岡公委発第298号

平成28年4月21日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
糸島警察署	運転免許証交付手数料及び運転者等講習手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。	領収証紙納付書を審査後、速やかに消印するとともに、その消印の確認を複数名でチェックすることを徹底し、再発防止に努める。